

市議会・議員ってどんな仕事をしているの？

Q 議員は1年間にどれくらい議会活動をしているの？

A 議会には、年4回(3月・6月・9月・12月)の定例会のほかに、緊急の場合には臨時会があります。定例会の会期は年間約90日です。この会期以外にも、毎月の常任委員会や特別委員会、広報広聴委員会などの活動があります。常任委員会では、政策課題を設定し政策提言を行っています。会期内外に関わらず関係する団体との分野別市民意見交換会や現地調査、参考人招致、また、特別委員会では分科会の開催、広報広聴委員会では編集会議などを行っており、これに加え、各議員の政治活動は多岐にわたっています。

Q 市民に開かれたわかりやすい議会とは？

A 議会の会議を全て公開しています(秘密会は除く)。議案審査や一般質問も一問一答とし簡潔で分かりやすくしています。一般質問のほかに、本会議や委員会の議案審査もインターネットやケーブルテレビで配信・放送し、定例会終了ごとにぎかいだよりを発行しています。また、会議録を公開するなど市民の皆様への情報提供に努めています。

Q どうやって市民の声をとどければいいの？

A 請願・陳情で要望することができます。議会では、毎年1回は地域別の市民意見交換会を開催し市民意見をお聴きしています。分野別や高校生との意見交換、議会モニターの委嘱やちいきミライ箱をまち協事務所や支所に設置して市民の声を集めています。市議会ホームページの専用フォームでの意見提出や議長面談もお受けしています。

Q どうやって審査・審議するの？

A 市長から提出された議案を本会議に上程(議会で議題として取り扱うこと)し、提案説明、質疑の後、所管する常任委員会や予算決算特別委員会に付託(詳細な審査をするため託すこと)し、それぞれの委員会で審査し、審査結果を本会議に報告し採決する流れです。委員会では審査、本会議では審議と言います。

Q 議員の人数・任期を教えてください？

A 高山市議会議員の人数は条例で24人と決められており、任期は令和5年4月30日までです。(現在欠員が2人)

Q どうすれば議員になれるの？

A 被選挙権(選ばれる権利)は満25歳以上の市民です。

高山市議会基本条例では、議会・議員ともに活動原則を定めています。

議会の活動原則 議会基本条例第3条

議会は、基本理念を踏まえ、次に掲げる活動原則に基づいて活動しなければならない。

- (1) 公正性と透明性を確保するとともに、市民に開かれたわかりやすい議会運営を行うこと。
- (2) 市民の意見を的確に把握して市政に反映できるよう、市民参加の多様な機会を設けること。
- (3) 政策の決定及び執行について監視し評価すること。
- (4) 市民の意見を考慮した政策提言を行うとともに政策立案に努めること。
- (5) 重要な政策については、政策立案段階からの論点情報を把握し、深い審議及び審査に取り組むこと。
- (6) 議員間での討議を重ね、合意形成に努める議会運営を行うこと。

議員の責務及び活動原則 議会基本条例第4条

議員は、一部の地域や団体の代表にとどまらず、市民全体の福利の向上を目指し、不断の研さんを行い公正かつ誠実に活動を進め、市民の代表者としての責任を果たすことを責務とし、次に掲げる活動原則に基づいて活動しなければならない。

- (1) 議員は、市民の代表として市民の意見を的確に把握すること。
- (2) 議員は、市政に関する調査研究に積極的に取り組むこと。
- (3) 議員は、議会が合議制機関であることを認識し、議員間の自由討議を積極的に行うこと。